



諸手当改善と労働条件向上を求める！



これが職場の声だ！

その①

JR東日本輸送サービス労働組合中央本部はJR東日本会社に本部申18号【すべての仲間の「働きがい」と「豊かさ」を形にするために、諸手当改善をはじめとした総合労働条件の向上を求める申し入れ】を昨年2024年11月20日に提出しました。申し入れ項目は全39項目ですが、これを見た現場の組合員からは職場で感じている声が多く寄せられました。働く者がより良い将来の展望を持てるように諸手当改善・総合労働条件向上の実現を目指し、現場から本部交渉団を支えていきましょう！

【申し入れ項目】

- 賃金規程第2章（基本給）第22条の3（昇給の所要期間及び昇給係数）「【前略】その昇給係数は、4（以下「所定昇給係数」という。）以内とする。【後略】」を「【前略】その昇給係数は、4（以下「所定昇給係数」という。）とする。【後略】」に改めること。
- 賃金規程第2章の2（満55歳以上の社員の基本給の取扱い）第33条の6（昇給）「満55歳以上の社員については、第2章第3節に規定する昇給は実施しない。」の定めを廃止すること。

【寄せられた声】

- 少子高齢化に伴う労働者不足と結婚する年齢も幅広く、55歳でも子供の育児等、家計の負担が多い家庭もある。それに、年齢による廃止は今の社会に合わない。
- 右肩上がりの物価上昇の中、昇給が打切りになってしまうと最低限の生活水準を維持することは出来ない。
- 年金の受給年齢を踏まえれば、今後は65歳定年制を導入しなければ、生きていくことが出来ない。
- 生産年齢人口の減少に伴い、高齢労働者の雇用が必須となっていく為、55歳以降の昇給を実施するのは当然。
- 入社する社員の大幅増加が見込まれない現状を見れば、定年を延長せずに今の安全サービスは維持できないと思われる。**55歳以上は昇給を実施しないという制度は廃止すべき。**

- 退職手当規程第4条（退職手当算定基礎給）に定める「第二基本給」を廃止すること。

【寄せられた声】

- 第二基本給について、そもそも入社時に社員に詳細の説明がなされていない。国鉄からJRに移行するときの制度の理念は今と合致しない。即刻廃止するべきである。将来的な年金受給額を鑑みても第二基本給は当然廃止すべき。
- 第二基本給は廃止すべき。社長も平成採用に変わり、国鉄採用者からJR採用者が会社を創る時代になっている。いつまでも国鉄時代の負担をJR世代に引き継ぎ**退職金が減額される**ことに不快感しかない。JR発足以降に出生している社員も多くなっている。国鉄と言っても馴染まない。経営も赤字であり社員に負担させるので無く、投資の在り方を再考し、充当するべきである。

- 賃金規程第3章（都市手当）第34条（支給範囲）都市手当級地区分表（別表第9）の定めにある「等級区分・D級地」に以下の地域を追加すること。【埼玉県 蓮田市・白岡市・久喜市・桶川市・熊谷市】
【山梨県 大月市】 【茨城県 古河市・龍ヶ崎市・牛久市・土浦市】 【栃木県 野木町・小山市】
【宮城県 仙台市】 【新潟県 新潟市】

【寄せられた声】

- 都市手当について東京に居住していて山梨に勤務している人などに不公平が生じている。

55歳以上の社員についても昇給の実施は必要!! 退職金を減額する制度は許さない!! その②へ